

保健衛生担当保健予防課  
令和 4 年 9 月 1 6 日

## 墨田区における新型コロナウイルス感染症の患者発生の公表について

### 1 公表の方針

#### 公表の目的

墨田区における新型コロナウイルス感染症まん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にし、区民の安全・安心を確保するため、発生状況等の情報を公表する。

#### 公表の考え方

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、区内で感染を確認した場合は、発生状況等について、原則として公表する。

イ 公表に当たっては、感染症法第 16 条第 2 項及び個人情報保護に係る関係法令を遵守し、感染者等の特定による偏見や差別、事業者等の風評被害が生じることのないよう、個人情報やプライバシーの保護に十分に配慮する。

ウ 個人情報又はプライバシーに係る情報の公表に本人の同意又は関係者等の了解が得られず、或いは、公表することでプライバシーや事業運営に重大な支障が生じるおそれがある場合は、公表内容のうち、全部或いは一部の情報を公表しないことがある。ただし、感染者の濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の必要性があると判断した場合には、本人の意向にかかわらず公表する。

#### 公表内容

感染者の接触状況や感染拡大のリスクなどを総合的に判断し、感染者の特定に至らない範囲で、次の情報のうち、必要な情報を公表する。

ア 感染者情報（例：年齢、性別）

イ 感染者の行動履歴等に関する情報（例：不特定多数と接触する場所（利用施設等））

ウ 集団感染等が確認された場所の施設等情報

エ 公衆衛生上の対策に関する情報

### 2 今後の取扱い

「1. 公表の方針」は継続するが、令和 4 年 9 月 2 6 日（月）から全国的に感染者の全数把握の方針が変更される（ ）ことに伴い、必要な情報の入手ができなくなる。そのため、全数把握の方針変更後は、区ホームページにおける上記（3）ア～エに掲げる感染者情報等の公表は中止する。新型コロナウイルス感染症の感染者総数については、国の動向に応じて、準備出来次第、得られた情報の公表を継続する。

ただし、一つの施設において複数の死亡者が出るなど、社会的な関心・影響が大きいと思われる事態が生じた場合及び蔓延防止に必要と思われる場合において、施設の所管部署及び広報広聴担当が、公表が必要と判断したときには、公表する。

令和 4 年 9 月 8 日 国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定